七〇・一一	ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じてないもの及びこれらの部分品（電灯、陰極線管その他これらに類する物品に使用するもので取付具を有しないものに限る。）						A	
七〇・一三	ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第七〇・一〇項又は第七〇・一八項のものを除く。）						A	
七〇一四・〇〇	ガラス製の信号用品及び光学用品（第七〇・一五項のもの及び光学的に研磨したものを除く。）						A	
七〇・一五	時計用ガラスその他これに類するガラス及び眼鏡用（視力矯正用であるかないかを問わない。）のガラス（曲面のもの、中空のものその他これらに類する形状のものに限るものとし、光学的に研磨したものを除く。）並びにこれらの製造に使用する中空の球面ガラス及びそのセグメント						A	
七〇・一六	ガラス製の舗装用ブロック、スラブ、れんが、タイルその他の建築又は建設に使用する種類の製品（プレスし又は成型したものに限るものとし、金属の細線又は網を入れてあるかないかを問わない。）、ガラス製のキューブその他の細貨（モザイク用その他これに類するガラスで、裏貼りしてあるかないかを問わない。）、板、いた（殻その他これらに類するガラスステンドグラスその他これに類する形状の多泡ガラス及びブロック、パネルを問わない。）						A	
七〇・一七	理化学用又は衛生用のガラス製品（目盛りを付してあるかないかを問わない。）						A	
七〇・一八	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨及びこれらの製品（身辺用模造細貨類を除く。）、ガラス製の眼（人体用のものを除く。）並びにガラス製のランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品（身辺用模造細貨類を除く。）並びにガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）						A	
七〇一八・一〇	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨						A	
七〇一八・二〇	ガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）						A	X
七〇一八・九〇	その他のもの						A	X
	貴金属又はこれをめっきした金属を使用したもの						A	A
	その他のもの						A	A
七〇・一九	ガラス繊維（グラスウールを含む。）及びその製品（例えば、ガラス繊維の糸及び織物）						A	A
七〇二〇・〇〇	その他のガラス製品						A	A
第七一類	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を貼った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣						A	
第七二類	鉄鋼							
七二・〇一	銑鉄及びスピーゲル（なまこ形、ブロックその他の一次形状のものに限る。）						A	
七二・〇二	フェロアロイ							
	フェロマンガン							
七二〇二・一一	炭素の含有量が全重量の二％を超えるもの	六・三％	B10				A	A
七二〇二・一九	その他のもの	六・三％	B10				A	A
	フェロシリコン							
七二〇二・二一	けい素の含有量が全重量の五五％を超えるもの						A	A
七二〇二・二九	その他のもの						A	A
七二〇二・三〇	フェロシリコマンガン						A	A
	フェロクロム							
七二〇二・四一	炭素の含有量が全重量の四％を超えるもの						A	A
七二〇二・四九	その他のもの						A	A
七二〇二・五〇	フェロシリコクロム						A	A
七二〇二・六〇	フェロニッケル						A	A
七二〇二・七〇	フェロモリブデン						A	A
七二〇二・八〇	フェロタングステン及びフェロシリコタングステン						A	A
	その他のもの							
七二〇二・九一	フェロチタン及びフェロシリコチタン						A	X
七二〇二・九二	フェロバナジウム						A	A
七二〇二・九三	フェロニオブ						A	A
七二〇二・九九	その他のもの						A	A

七二・〇三	鉄鉱石を直接還元して得た鉄鋼その他の海綿状の鉄鋼及び重量比による純度が九九・九四％以上の鉄（ランプ、ペレットその他これらに類する形状のものに限る。）						A	
七二・〇四	鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット						A	
七二・〇五	銑鉄、スピーゲル又は鉄鋼の粒及び粉						A	
七二・〇六	鉄又は非合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの（第七二・〇三項の鉄を除く。）						A	
七二・〇七	鉄又は非合金鋼の半製品						A	
七二・〇八	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）						A	
七二・〇九	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（冷間圧延をしたもので、幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）						A	
七二・一〇	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）、めっきし又は被覆したもので、幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）						A	
七二・一一	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）						A	
七二・一二	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めっきし又は被覆したもので、幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）						A	
七二・一三	鉄又は非合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）						A	
七二・一四	鉄又は非合金鋼のその他の棒（鍛造、熱間圧延、熱間引抜き又は熱間押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。ただし、圧延後ねじっ						A	
七二・一五	鉄又は非合金鋼のその他の棒						A	
七二・一六	鉄又は非合金鋼の形鋼						A	
七二・一七	鉄又は非合金鋼の線						A	
七二・一八	ステンレス鋼のインゴットその他の一次形状のもの及び半製品						A	
七二・一九	ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）						A	
七二・二〇	ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）						A	
七二二一・〇〇	ステンレス鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）						A	
七二・二二	ステンレス鋼のその他の棒及び形鋼						A	
七二二三・〇〇	ステンレス鋼の線						A	
七二・二四	その他の合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの及び半製品						A	
七二・二五	その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）						A	
七二・二六	その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）						A	
七二・二七	その他の合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）						A	
七二・二八	その他の合金鋼の棒（その他の棒、その他の合金鋼の形鋼及び合金鋼又は非合金鋼の中空ドリル棒						A	
七二・二九	その他の合金鋼の線						A	
第七三類	鉄鋼製品							
第七四類	銅及びその製品							
七四〇一・〇〇	銅のマット及びセメントカッパー（沈殿銅）						A	
七四〇二・〇〇	粗銅及び電解精製用陽極銅						A	
七四・〇三	精製銅又は銅合金の塊						A	
	精製銅							
七四〇三・一一	陰極銅及びその切断片						A	
	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額がその従価税率（その率が三％より高いときは、当該従価税率）						